

### 第三章 解釈通牒(猟銃関係)

#### ○武器等製造法の施行について

〔昭和二十八年九月九日 二八重局第一一八一號  
都道府県知事あて 通商産業省重工業局長〕

(1) 猟銃等として猟銃以下四品目を掲げるにとどめ、旧兵器航空機等の生産制限に関する件において規制の対象とされていた捕鯨用標識銃および救命索発射銃を除外したのは、法的規制の範囲を公共の安全確保の観点から特に必要あるもの、即ち動物を殺傷することを本来の目的として製造されたもののみに限定したことによるものである。

なお、捕鯨用標識銃および救命索発射銃については今回改正された銃砲刀剣類等所持取締令第二条第八号の規定により都道府県知事に届け出ことになつている。

(2) 射撃用銃は差し当り猟銃に含めて取り扱うこととする。これは射撃用銃については現在銃砲刀剣類等所持取締令に基き、所持の許可をする場合に猟銃として取り扱われることによるものである。

(3) 猟銃は、こうせんを有するものも無いものも取扱を同一にしている。

#### 二 法第十七条関係

「武器等製造法はボツダム共同省令「兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件」の失効に伴う事態に対処するため制定されたもので同法のうち猟銃等にかかる部分の施行については、企業の実態把握ならびに取締の便を考慮し、都道府県知事の事務とされているが、これが運用に当つては、別紙の諸点に充分御留意の上公共の安全の確保に遺憾ないようお願いする。

(別紙)

#### 一 法第二条関係

(1) 製造の事業とは、完成品の製造の事業をいい、部品の製造のみを行なう事業は許可を要しない。

(2) 二以上の工場または事業場を所有する者が猟銃等をそれぞれにおいて製造する場合には、工場または事業場ごとにそれぞれ許可を必要とする。

(3) 一の工場または事業場において数種類の猟銃等を製造する場合においては、まとめて許可を受ければよい。

(4) 保管のための設備の要件は、武器等製造法施行規則（以下「規則」という。）第二十条において規定しているが、この解釈に当つては猟銃等の種類、周囲の事情に応じて弾力性のある運用を図られたい。

(5) 製造のための設備の概要を規則第十七条に規定する申請書に記載せしめることとしているが、これは当該申請者がどの程度の製造能力を有するかの判定の参考に供するためであつて、これをもつて直接許可、不許可の判断の基準とすることはできない。

なお、製造のための設備を許可の基準としなかつたのは、設備については法で規定するほどの重要性が認められないためである。

### 三 法第十八条関係

但書の規定により製造事業者以外の者の製造は試験的に製造する場合で許可を受けたときだけ認められているが、修理は事業として営まない限り製造事業者以外であつても許可を受けないで行なえることになつてゐる。

### 四 法第二十条関係

(1) 法第二十条において準用する法第六条の規定による許可の取

消は、いやしくも事業の一部を開始しているとき、または事業の一部のみを休止したときは、行なうことができない。

(2) 事業の譲渡は、法第二十条において準用する法第七条に規定する承継に含まれない。従つて譲渡人は法第二十条において準用する法第十三条により事業の廃止の届出をし、譲受人は新たな事業許可を申請しなければならない。

(3) 承継の場合の添付書類たる「事実を証する書面」については規定していないが計量法の計量器関係事業規則（昭和二十七年通商産業省令第六号）第十六条第二項を参考にせられたい。

(4) 種類の変更（法第二十条において準用する法第八条）については、既に許可を受けて製造または販売している猟銃等の種類を減少するだけのときは許可を要しない。

(5) 工場もしくは事業場または店舗の移転（法第二十条において準用する法第十二条）とは、製造または販売する猟銃等の種類その他営業の内容に実質的変更を加えないで営業の場所を移転することをいう。従つて移転に際して製造または販売する猟銃等の種類を追加する場合には移転の許可とともに種類の変更の許可を受けなければならない。

### 五 法第二十四条関係

(1) 猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者から報告を徴収できる場合は、武器等製造法施行令第四条第二項に規定した範囲に限

定される。

- (2) 報告の徴収に関する事項の細目は、都道府県ごとに定められたい。

## 六 法第二十六条関係

「獵銃等を失い」とは贈与、譲渡、盜難等以外の原因で、自己の意志によらないで自己の支配外に置かれるに至ることをいい、たとえば火災、水害等によつて紛失し、その所在が明らかでない場合が該当する。ただし、原形が破壊されて残存する場合は、この限りでない。

## 七 法第二十七条関係

手数料の納付に関する事項の細目は、都道府県ごとに定められたい。

## 八 様式関係

- (1) 様式第九、様式第十一の「事業開始の予定期」欄には、現に製造または販売の事業を行なつてゐる者にあつては、その旨を記載するよう指導されたい。
- (2) 製造のための設備または保管のための設備に関する記載事項については申請書の所定欄中に記載困難な場合は、別紙添付書の形式で提出させて差し支えない。